



発行 東京都

目次

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出………
……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…一

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年七月八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和三年七月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

サンスクエア

二 店舗所在地

北区王子一丁目四番一号

三 設置者名

日本製紙総合開発株式会社

四 設置者住所

北区王子一丁目四番一号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称

株式会社東武ストアほか五名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称

株式会社東武ストアほか六名

七 変更日

令和三年五月一日

八 届出日

令和三年六月九日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十 縦覧期間

令和三年七月八日から同年十一月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

サミットストア滝野川紅葉橋店

二 店舗所在地

北区滝野川四丁目一番十八号

三 設置者名

フロンティア不動産投資法人

四 設置者住所

中央区銀座六丁目八番七号

五 変更を行った小売業者の氏名又は名称

サミット株式会社

六 変更前の小売業者の氏名又は名称

竹野 浩樹

七 変更後の小売業者の代表者名

服部 哲也

八 変更日

令和二年四月一日

九 届出日

令和三年六月十一日

十 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十一 縦覧期間

令和三年七月八日から同年十一月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十二 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

ラフォーレ原宿

二 店舗所在地

渋谷区神宮前一丁目十一番六号

三 設置者名

森ビル流通システム株式会社

四 設置者住所

渋谷区神宮前一丁目九番十三号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称

株式会社ナイスクラブほか百十一名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称

株式会社ナイスクラブほか百三十三名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称

株式会社ナイスクラブほか十八名

八 変更前の小売業者の住所

目黒区青葉台一丁目十五番一号A K-1ビル二階（株式会社B3）ほか

九 変更後の小売業者の住所

目黒区青葉台一丁目十五番三号A K-4ビル二階（株式会社B3）ほか

十 変更前の小売業者

小路 順一（株式会社ナイスクラ

の代表者名

十一 変更後の小売業者の代表者名
井上 隆太(株式会社ナイスくら
ップ)ほか

十二 変更日
令和三年六月五日ほか

十三 届出日
令和三年六月二十五日

十四 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十五 縦覧期間
令和三年七月八日から同年十一月
八日まで。ただし、東京都の休日
に関する条例(平成元年東京都条
例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三八一)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
リサイクルできます。